

## **第1編 共通事項**



## 第1編 共通事項

本要求水準書で用いる用語の定義を表1-1に示すとおりとする。

表1-1 用語の定義

(五十音順)

用語	定義
受入基準	「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準」をいう。
運営業務	本事業に関して、運営事業者が実施する本施設の運営（運転、維持管理、補修及び更新等を含む）に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営業務実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者の構成企業が株主として出資設立する株式会社で、本事業の運営業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special-Purpose-Company）であり、本事業の運営業務を担当する者をいう。
外構施設等	構内道路、構内排水設備、駐車場、植栽・芝張り、門、囲障、グラウンド等をいう。
管理ブロック	共通事項 別紙1 「本館ブロック区分図」に示すエリアをいう。
基本協定	特定事業契約の締結に向けて、組合と落札者の構成企業が、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、組合と事業者が締結する契約をいう。
組合	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合をいう。大阪市・八尾市・松原市環境施設組合は、一般廃棄物の処理処分を3市が共同して行うために、平成27年4月に事業開始した一部事務組合である。
計量棟	本施設に搬入される家庭系ごみ、事業系ごみ、火事跡ごみ等を計量する施設をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	組合と建設工事請負契約を締結し、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
公害防止管理値	事業者が本施設の設計・建設・運営において遵守すべき基準をいう。
工場ブロック	本館のうち、管理ブロック以外のエリアをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
構成市	大阪市、八尾市、松原市の3市をいう。
事業者	組合と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。

表 1- 1 用語の定義

(五十音順)

用語	定義
焼却灰	受入した廃棄物を焼却処理した際に発生する主灰をいう。
処理手数料	本施設に廃棄物を直接搬入する際に、排出者が支払う手数料をいう。
住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋に位置し、大阪市、八尾市、松原市の3市で発生する、家庭系ごみ、事業系ごみ、火事跡ごみ等の焼却処理を行うとともに、焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
生活環境影響調査書	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、組合が実施する「当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
増築棟	平成13年4月末にダイオキシン類対策工事に伴って本館北側に増築された排ガス処理設備棟をいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
提案書	要求水準書を基に入札参加者が組合へ提出する本施設の設計・建設業務及び運営業務に関する提案図書をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約を総称していう。
特定事業の選定	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第7条に規定されている事項。本事業においては、PF1事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
搬入不適物	「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準」において搬入してはならないとされているものをいう。
捕集灰処理物	受入した廃棄物を焼却処理した際に発生する捕集灰を薬剤処理したものをいう。
本館	昭和63年7月に建設された地上6階、地下1階、鉄筋鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）の住之江工場の本館建物をいう。
本事業	組合が実施する大阪市・八尾市・松原市環境施設組合住之江工場更新・運営事業をいう。
本施設	住之江工場の本館、増築棟、計量棟、その他付帯する建物、煙突、外構施設等から構成されるごみ処理施設を総称していう。

表 1- 1 用語の定義

(五十音順)

用語	定義
モニタリング	事業者による設計・建設業務及び運営業務の実施状況が、特定事業契約の各契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしているか確認するために行う組合の監視をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合住之江工場更新・運営事業要求水準書」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。
D B O方式	P F I に類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計 (Design) 、建設 (Build) 、運営 (Operate) を民間に委託する方式をいう。

## 第1章 本事業の概要

### 1 事業名称

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 住之江工場更新・運営事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却工場）

### 3 公共施設等の管理者

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 管理者 吉村洋文

### 4 事業計画地の概要

#### (1) 位置

大阪市住之江区北加賀屋4丁目1番26号（図1-1参照）

#### (2) 敷地面積

約3.2ha（共通事項 別紙2「敷地範囲図」に示すとおりである。）

#### (3) 業務範囲

共通事項 別紙3「業務範囲図」に示すとおりである。

#### (4) 計画地盤高

現状G.Lと同様とする。

#### (5) 地質

事業計画地の地質は、共通事項 別紙4「地質調査資料」に示すとおりである。

#### (6) 都市計画事項等

##### ア 土地利用面

(ア) 区域区分	市街化区域
(イ) 都市計画施設	「ごみ焼却場」として昭和60年2月都市計画決定済
(ウ) 用途地域	工業専用地域
(エ) 防火地域	指定なし
(オ) 建ぺい率	60%
(カ) 容積率	200%

- |     |         |      |
|-----|---------|------|
| (キ) | 高度地区    | 指定なし |
| (ク) | 臨港地区    | 工業港区 |
| (ケ) | 駐車場整備地区 | 指定なし |
- イ 防災面
- |     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| (ア) | 河川保全区域 | 指定あり（一部）※ |
| (イ) | 河川区域   | 指定あり（一部）  |

※共通事項 別紙5「河川保全区域」に示すとおりである。



図 1- 1 事業計画地

## 5 事業目的

本事業は、昭和 63 年 7 月に竣工後、約 28 年間稼働した住之江工場の老朽化に伴う施設整備を計画するに当たり、既設の建物を活用してプラント設備等を更新するものである。

本事業の実施にあたっては、プラント設備の更新並びに運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる D B O 方式を採用することにより、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に設計・建設・運営を行い、循環型社会形成に向けたごみの適正処理、効率的なエネルギー回収、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進などの課題に対処するとともに、施設の更新・運営に係る財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とするものである。

## 6 本施設の概要

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 施設の名称 | 住之江工場                |
| (2) 施設の種類 | 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却工場）    |
| (3) 処理方式  | 全連続燃焼式（ストーカ式）        |
| (4) 処理能力  | 400t/日（200t/日 × 2 炉） |
| (5) 余熱利用  | 蒸気、温水、電力             |

## 7 処理対象物

- (1) 可燃性ごみ

構成市から排出された一般廃棄物のうち、受入基準に適合するものであり、構成市及び構成市の許可業者等が搬入したごみ並びに市民等が自己搬入したごみをいう。

- (2) 災害廃棄物

構成市から排出された災害廃棄物のうち、受入基準に適合するものをいう。

## 8 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に準じて、公共が資金を調達し、事業者が設計・建設・運営を一括して受託する D B O 方式により実施するものとし、住之江工場は組合が所有する。

本事業の設計・建設業務については、環境省「循環型社会形成推進交付金」（以下、「交付金」という。）の対象事業として実施する。

組合は本施設を更新後 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間の使用を前提として本事業を実施すること。

## 9 事業期間

特定事業契約締結日（平成 30 年 8 月予定）から平成 55 年 3 月 31 日までの約 24 年 7 か月間とする。

- ・設計・建設期間

特定事業契約締結日から平成 35 年 3 月 31 日までの約 4 年 7 か月間  
(試運転期間 180 日以上を含む。)

- ・運営期間

平成 35 年 4 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日までの 20 年間

## 10 業務の内容

本事業の業務内容は、以下に示すとおりである。

### (1) 設計・建設業務

設計・建設業務は、住之江工場の更新後 30 年間の運転を前提とし、必要となる本施設の設計及び施工を行う業務である。本施設のプラント設備更新、本館・増築棟・ランプウェイ等の改修・耐震補強工事等の各種改修を行うとともに、本施設の更新にあたり必要となる解体工事を併せて実施し、計画ごみ質の範囲で 400t/日 (200t/24h × 2 炉) の処理能力をもつ、ストーカ式焼却炉に更新するものである。

### (2) 運営業務

運営業務は、運営事業者が本施設の基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営するものである。運営事業者は、以下の事項を踏まえ 20 年間の運転維持管理に関する業務に取り組むものである。

- ア 本施設の持つ基本性能を最大限発揮させ、構成市から発生する一般廃棄物の処理を実施する。
- イ 長寿命化を念頭に、本施設の基本性能を維持することにより、ライフサイクルコストの低減に努める。
- ウ 安定した稼働を実現し、本施設の安全性を確保する。また、環境負荷の低減に努め、周辺の住民の信頼と理解、協力を得る。
- エ ごみ焼却エネルギーの有効利用や省エネルギーに取り組み、効率的な運営を行う。
- オ 組合が本業務に関連して実施する各種業務に協力する。
- カ 組合他工場との連携をはかり、安定した運営に努める。

## 1.1 環境保全対策の概要

### (1) 施設の稼働または存在に伴う環境保全対策

#### ア 大気汚染

本事業の実施に際しては、最新の処理技術を導入した自動燃焼制御システムや公害防止設備を設置する。これにより、表 1-2 に示す工場煙突排出ガスの公害防止管理値を遵守するものとする。

表 1-2 工場煙突排出ガスの公害防止管理値

	公害防止管理値 (計画値)
硫黄酸化物濃度 (ppm)	8
窒素酸化物濃度 (ppm)	20
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.01
塩化水素濃度 (ppm)	10
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.05
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> N)	30

各公害防止管理値は、酸素濃度 12%換算値である。

#### イ 騒音・振動

施設内に配置する設備は、原則として屋内に設置する。騒音を発生する機器については、適切に防音措置を施し、必要に応じて消音器を設ける（例：ボイラ安全弁）。

また、屋外に設置する機器及び開口部を必要とする機器は低騒音型を採用し、周囲を遮音壁で覆うなど適切な対策を講じる。振動を発生するおそれのある機器については、制振材による対策を講じる。

#### ウ 悪臭

ごみピット内の空気を燃焼に用いることにより、ごみピット内を負圧に保持し、悪臭の漏洩を防止する。また、焼却炉を停止している際には、ごみピット内空気の脱臭処理を行った後、排気する。ごみピットとプラットホームを隔てる投入扉は、ごみ投入時のみ開閉作動するものとし、それ以外には閉めておくことを基本とする。

また、プラットホーム出入口には、エアカーテンを設置し常時運転する。なお、

プラットホームは適宜水洗して、清潔に保つ。

#### エ 廃棄物

施設の稼働・維持管理に伴い発生する廃棄物については、再資源化できる廃棄物は分別を行い、ごみの減量化に努めるとともに、処理処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基準等を遵守する。

特に、捕集灰については、特別管理一般廃棄物に指定されており、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 21 年 11 月環境省告示第 70 号）」に基づき、重金属の安定化処理を行った後、適正に埋立処分する。

#### オ 景観

現在の建物及び煙突の外筒を利用してことで、引き続き周辺環境との調和を損なわないよう配慮する計画とする。

#### カ 地球環境

ごみ焼却に伴うエネルギーについては、最新の処理技術を採用することにより、効率良く発電できるよう努めるほか、場内の給湯や暖房に有効利用する。発電した電力は、自家消費に用いるほか、余剰分は電力会社に送電する。また、トップランナーモータやLED照明を採用するなど工場内の省エネルギー化に努め、2炉定格運転時の工場内の所内負荷を 2,800kW 以下にすること。ごみ焼却余熱の有効利用や省エネルギー化に取り組むことにより、間接的に二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化の防止に努める。

#### キ 緑化

現在の緑化部分は、工事施工等に支障がある場合を除いて、そのまま保全するように努める。また、施工上可能な部分には、屋上緑化や壁面緑化を行うよう検討するなど「大阪市みどりのまちづくり条例（平成 28 年 4 月）」及び「新・府有施設等緑化推進計画（平成 28 年 4 月）」を参考に、敷地面積の 20%以上を緑化するように努める。

(2) 工事中の環境保全対策

ア 大気汚染

施設の建設工事に際しては、周辺地域の生活環境への影響を軽減するため、大気汚染負荷が少ない工法や国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械の採用に努める。

また、工事用車両の走行については、走行時間帯の配慮や運転者への適正走行の周知徹底等、輸送体制の工夫を行う。

既存プラント設備の解体にあたっては、事前にプラント設備内部に付着したダイオキシン類汚染物の除去を行ったうえで実施することとしている。なお、ダイオキシン類汚染物除去作業は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、適切に実施する。

イ 騒音・振動

施設の建設工事にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械並びに低振動型建設機械の採用にできる限り努めることとする。また、工事区域周囲を仮囲い（建築基準法施行令第136条の2の20により高さ1.8m以上）する。

ウ 水質汚濁

施設の建設工事に伴う濁水については、事業計画地外への土砂流出を防止するため、沈砂槽を設けるなど、排水対策を十分に行う。

エ 廃棄物

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等の実施、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理を行う。

## 第2章 関係法令等の遵守

本施設の設計・建設及び運営に際しては、関係する各種法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。関係する主な法令等を以下に示す。

### 【廃棄物処理・リサイクル関係】

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成10年生衛発第1572号）
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（厚生省生活衛生局水道環境部長通知 平成9.1.28衛環21号）
- ・ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令（平成12年厚生省令第1号）
- ・ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）
- ・ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年基発0110第1号）
- ・ 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準
- ・ ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）
- ・ 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達 昭52.11.4環整第95号）
- ・ 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48.2.17環境庁告示第13号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16.12.27環告80号）
- ・ 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）
- ・ 建設廃棄物処理指針平成22年度版（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

### 【環境関係】

- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・ 大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）

- ・ 大阪市環境基本条例（平成 7 年大阪市条例第 24 号）

#### 【公害防止関係】

- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・ 大阪市下水道条例（昭和 35 年大阪市条例第 19 号）
- ・ 大阪市悪臭防止指導要綱

#### 【機械・電気関係】

- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）
- ・ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 51 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・ クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- ・ 系統アクセスルール（特別高圧）等関西電力株式会社が定める規定
- ・ 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（平成 7 年 10 月 社団法人日本電気協会）
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

- ・ 日本電気協会技術規程（JEAC）
- ・ 日本電気協会技術指針（JEAG）
- ・ 日本電設工業協会技術指針（JECG）
- ・ 日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・ 日本電機工業会規格（JEMA）
- ・ 日本電線工業会規格（JCS）
- ・ 日本電気技術規格委員会規格（JESC）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
- ・ 発電用火力設備の技術基準（(社)火力原子力発電技術協会）

#### 【土木・建築・建築設備関係】

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 净化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）  
(平成 18 年法律第 91 号)
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・ 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・ 大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- ・ 大阪市みどりのまちづくり条例（平成 28 年大阪市条例第 31 号）
- ・ 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱（平成 25 年 4 月）
- ・ 大阪市都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準
- ・ 日本照明器具工業会規格（JLMA）
- ・ 日本塗料工業会規格（JPMS）

- ・ 日本水道協会規格（JWWA）
- ・ 空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省  
大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日国営計第 76 号、国営整  
第 123 号、国営設第 101 号）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（日本建築センター）
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整  
第 157 号、国営設第 163 号）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部、公共建築協  
会）
- ・ 建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営  
繕部）
- ・ 煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説-許容応力度設計-（日本建築学会）
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（2014 年 1 月 日本建築センタ  
ー）
- ・ 鋼構造設計規準（日本建築学会）
- ・ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- ・ 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- ・ 道路土工 各指針（社団法人日本道路協会）
- ・ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 2 版（平成 23 年 3 月 環境省大臣官房廃

棄物・リサイクル対策部)

- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成 26 年 6 月 環境省水・大気環境局大気環境課）
- 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（平成 18 年 3 月廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会）
- 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル改訂版（平成 13 年 5 月 厚生労働省労働基準局化学物質調査課編）
- 作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）
- 新・府有施設等緑化推進計画（平成 28 年 4 月 大阪府）

【その他】

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月変更）
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- 事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号）
- 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 13 年 4 月 9 日 国土交通省告示第 487 号）
- その他本事業に関連する法令関連規格、基準等

### 第3章 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下、「組合」という。）が住之江工場の既設建物を活用したプラント設備等の更新及び運営を行う「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合住之江工場更新・運営事業」（以下、「本事業」という。）に関し、入札参加者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても事業者の責任においてすべて完備又は遂行するものとする。

#### 1 記載事項の補足等

本要求水準書で設備名、仕様等が明記されているものは、組合が設備の設置や仕様を要件として考えるものである。示された水準を上回る提案を妨げるものではないが、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、組合が能力の発揮や、リスクの分担について同等以上と判断した場合に限り変更を認めるものとする。

本要求水準書で設備名、仕様、図、表等に記載されている補足に関する取り扱いは以下のとおりとする。

##### (1) 「(参考)」と記載されているもの

要求水準書の設備・図・表等で「(参考)」と記載されているものは、機器の構成等の一例を示すものである。「(参考)」と記載されているものについては、同様の機能を有するものを事業者提案により整備すること。

##### (2) 「(必要に応じて)」と記載されているもの

要求水準書の設備名等に「(必要に応じて)」と記載されているものについては、当該設備等の設置の要否の判断を含めて事業者提案により整備すること。

##### (3) [ ]書きで記載され、数字・方式等が記載されていないもの

要求水準書の仕様等で[ ]書きで記載され、具体的な数量・方式等が記載されていないものについては、当該項目に必要な能力、台数、性能等を考慮して事業者提案により整備すること。

#### 2 契約金額の変更

本要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を設計・建設・運営するため必要と思われるものについては、すべて事業者の責任において整備するものとし、「上記1 記載事項の補足等」により設備の新設・変更等が生じた場合においても、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、組合の事由により内容

を著しく変更する場合は、組合と事業者の間で協議を行うこととする。